

北労発基 0108 第2号
令和8年1月8日

関係機関各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

高所作業車特定自主検査基準等の制定等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、高所作業車特定自主検査基準（令和7年厚生労働省告示第313号。以下「高所作業車基準」という。）が令和7年12月18日に、車両系建設機械特定自主検査基準（令和7年厚生労働省告示第320号。以下「車両系建設機械基準」という。）、フォークリフト特定自主検査基準（令和7年厚生労働省告示第321号。以下「フォークリフト基準」という。）、不整地運搬車特定自主検査基準（令和7年厚生労働省告示第322号。以下「不整地運搬車基準」という。）及び動力プレス特定自主検査基準（令和7年厚生労働省告示第323号。以下「動力プレス基準」という。）が令和7年12月24日にそれぞれ告示され、令和8年1月1日から適用されております。それに伴い、令和7年12月26日付けで厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴機関におかれましても上記基準制定の趣旨等を御理解いただくとともに、貴団体傘下会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

※上記告示、通達は北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

北海道労働局 ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 特定自主検査
(下記2次元コードからもアクセス可能です。)



担当 北海道労働局労働基準部
安全課 安全専門官
電話 011-709-2311 (内線 3553)